

消 防 計 画

事業所名 レッツ倶楽部いわき湯本

消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、レッツ倶楽部いわき湯本における 防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の 安全並びに被害の極限の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、レッツ倶楽部いわき湯本に勤務する職員及び出入りするすべての者に適用するものとする。

(防火管理者の権限と業務)

第3条 防火管理者は、小山 友貴とし、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、変更及び届出（変更の都度）
- (2) 消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施並びに消防機関への指導要請
- (3) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督並びに消防機関への報告
- (4) 建築物、火気使用設備器具、その他火災予防上留意しなければならない施設等の点検・検査の実施及び監督
- (5) 火気の使用及び取り扱いに関する指導監督
- (6) 消防用設備等の設置位置及び発災時の避難経路を明示した図面の作成及び周知徹底
- (7) 自衛消防隊の編成及び任務分担の周知徹底
- (8) 法令に基づく関係機関に対する報告及び届出等
- (9) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

(火元責任者の指定)

第4条 火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を次のように定め任務分担を指定する。

火元責任者	担当場所	任 務
生活相談員	1F (火気使用設備なし)	<ul style="list-style-type: none">・ 吸い殻及び火気使用設備器具の管理・ 電気設備器具の安全確認・ 消火器等の管理・ 避難通路の確保・ 地震時の出火防止・ その他火災予防上必要な事項
看護師兼 機能訓練指導員	1F	<ul style="list-style-type: none">・ 電気設備器具の安全確認・ 電気設備機器の安全管理・ 冷暖房機器の安全確認管理

(火災予防上の遵守事項)

第5条 火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておく。
- (3) 灰皿、吸い殻の後始末を完全にする。
- (4) 廊下、階段、通路、出入り口等その他避難のために使用する施設には、避難の障害となる設備を設け、又は、物品を置かない。また、避難口等は、容易に解錠できるようにしておく。
- (5) 消防用設備等の周囲には、装飾等をしない。
- (6) 火災を発見した場合は、消防機関（119）に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。
- (7) 喫煙は、指定した場所で行う。（原則として施設内は、禁煙とする。）

(自主点検)

(法定点検)

第6条 消防用設備等の定期点検は、次により行う。

(事業所に設置されている設備)

点 検 対 象	点 検 実 施 日			点 検 員
	機 器 点 検		総 合 点 検	
消 火 器	6 月	12 月		(株) 朝日通信
火 災 報 知 器	6 月	12 月	12 月	
誘 導 灯	6 月	12 月		

(結果の記録及び報告)

第7条 点検の結果は、「防災関係書綴」に保存しておくとともに消防用設備等の点検結果については、 1 年に1回、消防長に報告する。また、不備欠陥を認めるときは、早急にその是正を図る。

(防火管理業務の一部委託)

第8条 夜間及び休日の防火管理業務については、別紙2のとおり警備会社への一部委託とし遠隔移報方式による機械警備とする。

(自衛消防組織と任務の分担)

第9条 レッツ倶楽部いわき湯本の自衛消防組織として、レッツ倶楽部いわき湯本施設長を隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を編成する。

担 当 区 分	氏 名	任 務
自 衛 消 防 隊 長	施設長	・ 隊員を指揮し、避難誘導及び火災の拡大防止にあたるとともに火災の状況及び逃げ遅れ者の有無等について消防隊に報告すること。
通 報 連 絡 係	1F 生活相談員 (班長)	・ 消防機関への通報又はその確認を行うこと。 ・ あらゆるものを活用し、発災を知らせるとともに消防隊の誘導及び消防隊への情報の提供を行うこと。
初 期 消 火 係	1F 看護師兼 機能訓練指導員 (班長)	・ 消火器等を用いて初期消火活動を行うこと。
避 難 誘 導 係	1F 生活相談員 (班長)	・ 非常口を開放するとともに避難誘導にあたること。 ・ 避難終了後、人員を確認しその結果を自衛消防隊長に報告すること。
救 護 係	1F 看護師兼 機能訓練指導員	・ 負傷者の応急救護にあたること。 ・ 救急医療品とメモ用紙を携帯すること。
非 常 持 出 係		

(震災予防措置)

第 10 条 地震時の災害の発生を予防するため第 4 条から第 8 条に定めるほか、次のことを行うものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する施設物（看板・窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置
- (2) 火気使用設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況の検査
- (3) 危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置

2 防火管理者及び各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、その安全性を確認すること。

3 土砂・水害の予防措置は、別紙 3 による。

(地震時の活動)

第 11 条 地震時の活動は、第 9 条に準じて行うほか次によるものとする。

- (1) 防火管理者は、火元責任者を指揮し、火気使用設備器具からの出火防止措置を行うこと。
- (2) 避難は、防災機関からの避難命令又は防火管理者の判断により開始する。
- (3) 集合場所及び避難場所は、別紙 4 とする。なお、誘導には防火管理者があたる。

(防災教育及び訓練)

第 12 条 防火管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

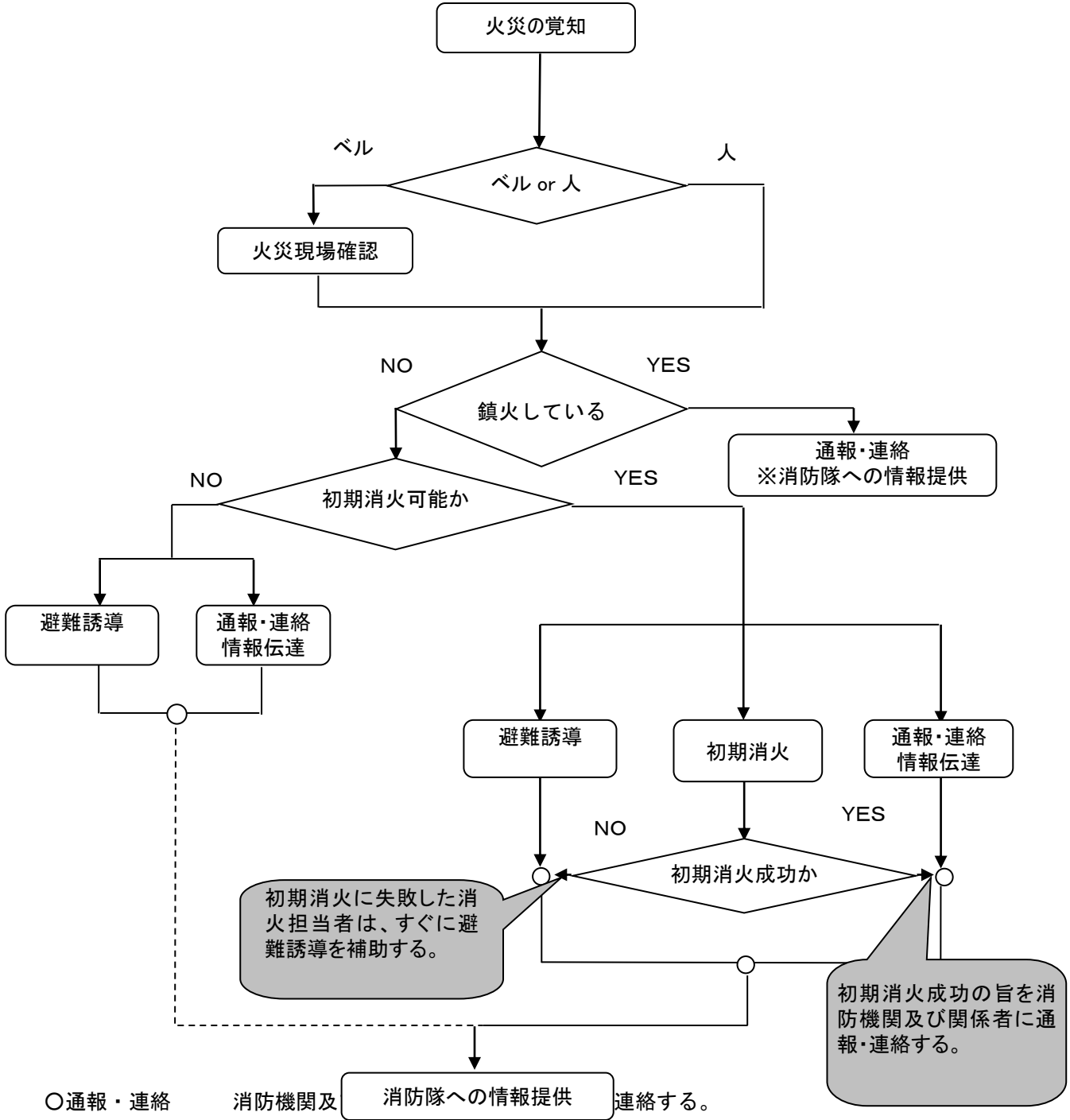
区 分	実 施 月 日	備 考
基 礎 訓 練 部 分 訓 練	消 火 訓 練	6 月 ・ 12 月
	通 報 訓 練	6 月 ・ 12 月
	避 難 誘 導 訓 練	6 月 ・ 12 月
総 合 訓 練 及 び 防 災 訓 練	6 月 ・ 12 月	
震 災 訓 練	上記の各種訓練に準じて行うほか、関係機関 が行う訓練に積極的に参加する。	

2 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には、別に定める「自衛消防訓練通知書」により消防署へ通知するものとする。

附 則

この計画は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

自衛消防活動フロー



- 通報・連絡 消防機関及び消防隊への情報提供 連絡する。
- 情報伝達 利用客を避難誘導するとともに、自衛消防隊員に必要事項を伝達する。
- 避難誘導 非常警報器具等を活用し利用客を避難口に誘導する。

防火管理業務の委託状況

(令和 2年 10月 1日現在)

(遠隔移報方式)

防火対象物名称	レッツ倶楽部いわき湯本
管理権原者氏名	有限会社クルーズプランニング
防火管理者氏名	小山 友貴
委託者の氏名及び住所 (法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地)	氏名 セコム株式会社 いわき支社 住所 〒970-8026 福島県いわき市平字大町 7-1 平セントラルビル TEL 0246-23-0133
	担当事務所 いわき支社 営業グループ 吉田 敏章 TEL 0246-23-0133
受託者の行う防火管理業務の範囲	1F LET'S 倶楽部いわき湯本内、 休日、夜間の警備
受託者の行う防火管理業務の方法	1 現場確認要員の待機場所 2 到着所要時間 約 15分 3 委託する防火対象物の区域 全域 4 委託する時間帯 ・夜間 18時 00分 ~ 翌日 8時 00分 ・休日については終日とする

土砂水害の予防措置

1 施設周辺のパトロール体制

- (1) 山腹崩壊及び土砂流の流出の危険性を把握するため必要に応じ安全点検を行う。
- (2) 河川増水の危険性を把握するため情報を得る。

2 警戒態勢

- (1) 一次警戒…気象状況に応じ情報の収集、施設周辺の状況把握をし、二次警戒に備える。
- (2) 二次警戒…全職員による避難誘導態勢を確保する。
- (3) 解除…警戒態勢の解除は、自治体の発する警報等の解除に基づく。

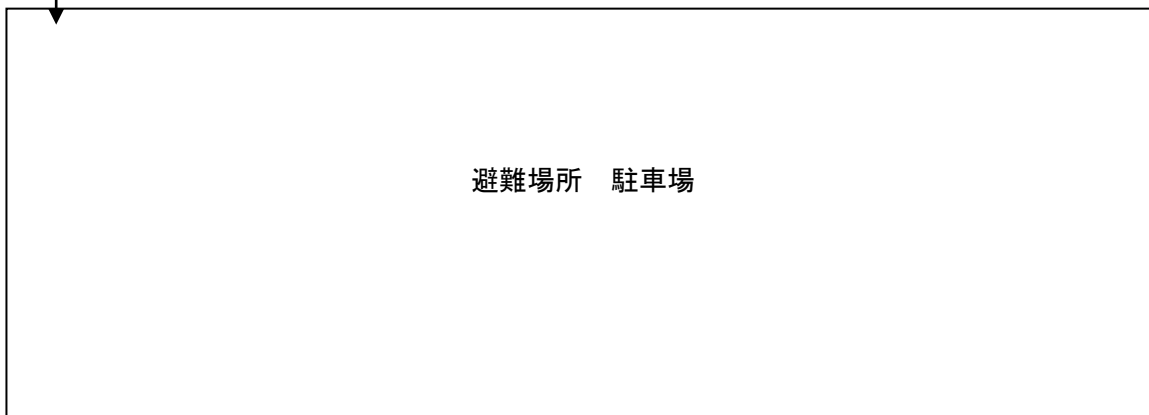
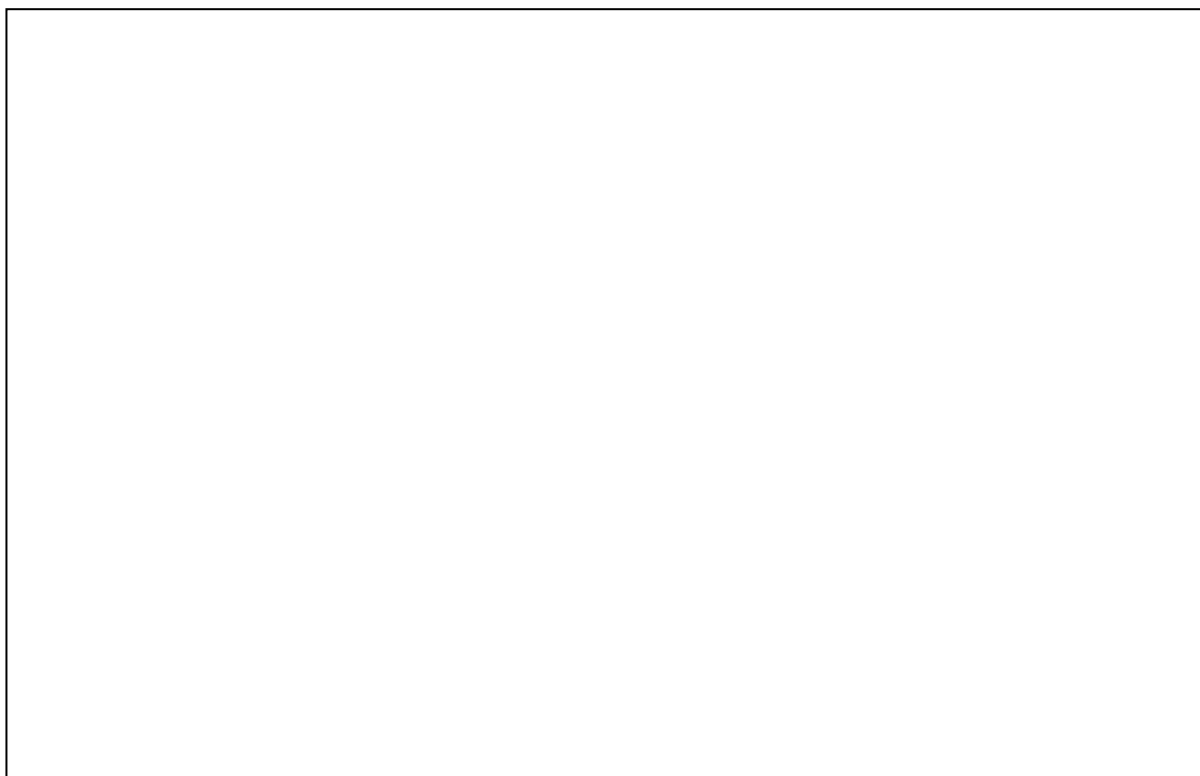
3 避難誘導體制

- (1) 一次避難…施設内緊急避難
山、川側から離れたところへ誘導し、施設外避難（二次避難）に備える。
- (2) 二次避難…施設外避難

4 通報体制

防災関係機関等へは、別紙5の緊急連絡網で連絡する。

避難経路図

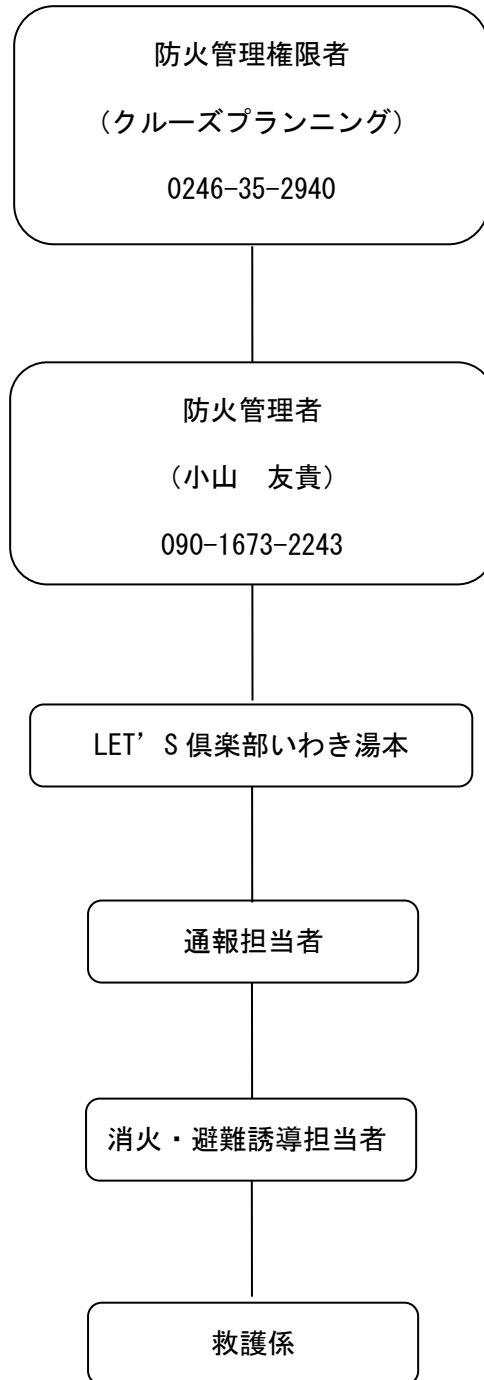


避難場所 駐車場

緊急連絡網

令和 2 年 10 月 1 日現在

(通常)



(休日、夜間)

